

## 確定申告・市県民税申告(相談)会は完全予約制です

申告(相談)期間・会場 ※土日祝を除く	問課税課 ☎32-1205
時 2月16日(木)～3月15日(水)	
場 市役所大会議室	
時 2月16日(木)～3月1日(水)	
場 平和支所第2・第3会議室	
時 3月3日(金)～3月15日(水)	
場 祖父江支所大・小会議室	



申告(相談)時間 午前8時30分～午後5時  
 ※完全予約制(30分単位で枠を設定)

予約受付期間 2月1日(水)午前9時～3月15日(水)  
 ※市のホームページ、コールセンターなどで予約

他予約方法など詳しくは、ID1004842 または広報2月号で確認してください

## 一宮税務署から確定申告に関するお知らせ

予約・問合せ 一宮税務署 ☎0586-72-4331

確定申告は、自宅からのe-TAX申告を利用してください。詳しくは、国税庁ホームページ(「作成コーナー」で検索)を確認してください。

また、令和4年分の還付申告は1月からでも可能です。一宮税務署では自身のスマートフォンを使用した還付申告の相談を行っていますので、スマートフォン、マイナンバーカードを持参してください。

※マイナンバーカード取得時に設定したパスワードが必要  
 ※電話による事前予約制(枠には限りがあります)

## 給与関係書類の提出を

令和4年1月1日～12月31日に給料・賃金・報酬・利子・配当などを支払った方は、支払金額にかかわらず、1年間の支払分をまとめた書類を提出してください。

### ●給与支払報告書

提出期限 1月31日(火)

提出先 1月1日現在の受給者の住所地の市区町村

### ●法定調書

提出期限 1月31日(火)(利子・配当などの一部を除く)

提出・問合せ先 一宮税務署 ☎0586-72-4331

### ●電子データによる支払調書提出の義務化

令和3年1月以降に提出する支払調書から電子申告(e-TAX、市区町村へはeLTAX)または光ディスクなどによる提出が義務付けられる事業主の範囲が拡大されました。支払調書の種類ごとに、前々年に提出した当該支払調書の枚数が100枚以上(改正前は1,000枚以上)の場合は、電子データでの提出が必要です。

給与所得の源泉徴収票を電子データで提出する場合は、市区町村に提出する給与支払報告書も電子データでの提出が義務化されています。詳しくは、国税庁のホームページで確認または一宮税務署へ問い合わせてください。



## 償却資産申告書の提出を

ID1001082

償却資産(個人・法人が所有する事業用の資産)の所有者は、1月1日現在の所有状況を1月31日(火)までに申告してください(償却資産の増減がない場合もその旨を申告してください)。

申告書は令和4年12月上旬に送付しました(往復はがきによる簡易申告で申告済の方を除く)。申告書が届かない場合や新たに申告書が必要となった場合は、問い合わせください。

問課税課 ☎32-1239

## 東海税理士会 確定申告無料相談会

時 2月11日(祝)、午前10時～正午・午後1時～4時

場 一宮税理士会館(一宮市栄四丁目)

定 30人(先着)

持 申告に必要な書類、過去2年分の確定申告書の控え、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類など

申 1月20日(金)～2月10日(金)の平日、午前9時～午後5時に、電話(☎0586-71-7657)で東海税理士会一宮支部へ

## 稲沢市制施行65周年記念事業

# 令和五年春巡業 大相撲稲沢場所



スポーツ課 ☎34-6318

詳しくは特設サイトをチェック!

日時 4月5日(水)  
 開場:午前9時  
 打ち出し(終了):午後3時頃

場 豊田合成記念体育館「エントリオ」  
 (下津北山一丁目)

### スケジュール

- 9:00 開場、力士と記念撮影会
- 10:00 公開稽古
- 12:00 序二段・三段目・幕下 取組  
初切・相撲甚句・太鼓打分など
- 13:40 幕内・横綱土俵入り、記念セレモニー
- 14:00 幕内取組
- 15:00 弓取り式、打ち出し

## 市民先行予約販売

申込開始日時  
 1月6日(金)、午前10時

申 特設サイトの申し込みフォームから予約



- ¥タマリS席…14,500円 タマリA席…12,500円
- アリーナスタンドS席…10,000円
- アリーナスタンドA席…8,500円
- スタンドイス席…6,500円
- 車いす席…14,000円(付き添いを含む2名席)
- 他タマリS席・タマリA席のみ、記念座布団付き

※詳しくは、大相撲稲沢場所事務局(☎052-229-6019 ※平日、午前10時～午後5時。年始は1月5日(木)から)へ

## 車検時の納税証明書の提示が原則不要になります

ID1010367

1月より軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が稼働します。これにより、車検の際に継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。ただし、以下の場合は従来どおり紙による納税証明書が必要になることがあります。

- ・二輪(250cc超)の車検を受ける
- ・中古車購入後すぐに車検を受ける
- ・他の市区町村に引っ越してすぐに車検を受ける
- ・納付後すぐに車検を受ける

問課税課 ☎32-1193



## 自動車・軽自動車の名義変更・廃車の届け出

ID1001089

毎年3月は、車両の名義変更や廃車の届出が集中するため窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、早めに手続きを済ませてください。

問課税課 ☎32-1193

種類	届出・問合せ先	電話番号
普通自動車、小型自動車、250ccを超える二輪の小型自動車	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所	050-5540-2048
軽二輪(125ccを超え250cc以下)		
軽自動車(軽四輪、軽三輪)	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所	050-3816-1773

## お知らせ

### 20歳になったら国民年金

ID1001026

国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになります。

国民年金保険料を納めることで、老後や、病気や事故で障害になったときなど、万が一のときにあなたや家族を支えます。

●納付は口座振替が便利でお得  
 口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料がさらに割引されます。

### ●納付が困難なときは

所得が一定額以下の場合、学生の方は「学生納付特例制度」、それ以外の方には「免除・納付猶予制度」などがあります。

問国保年金課 ☎32-1328